

仕 様 書

1 業務の名称

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業アドバイザー業務委託

2 業務概要

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業は、老朽化した既存の調理場4施設を統合した新たな学校給食共同調理場（以下、「新施設」という。）を整備・運営するものである。

新施設の整備・運営にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用するため、DO+B方式（新施設の設計業務と整備後の運営業務を一括発注し、設計完了後、建設工事を別途発注する方式）により実施することとし、令和12年4月の供用開始を目指す。

3 業務の目的

本業務は、新施設の整備・運営をDO+B方式で実施するにあたり、設計・運営業務（DO）を担う民間事業者（以下、「民間事業者」という。）の公募・選定・契約締結に必要な一連の業務について、業務上必要な法務及び技術面の支援並びに必要な調査・検討及び資料作成等の業務支援を受けることを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年4月30日までを期限として、民間事業者から提案を受けた期間

5 整備予定地及び新施設の概略等

- (1) 整備予定地 : いわき市好間工業団地 1-116、1-117、1-118
- (2) 敷地面積 : 18,266.14 m² （用途地域：工業専用地域）
- (3) 施設規模 : 調理能力 9,000 食、配送校数 40 校
- (4) 供用開始 : 令和 12 年 4 月

6 業務の内容

本業務において、受託者が実施する業務内容は次のとおり。

(1) 前提条件の整理及び設定

実施方針及び要求水準書（案）を作成するにあたり、本事業における施設整備・運営に必要な情報を収集し、市と協議の上、前提条件を整理し設定する。

- ① 整備予定地に係る敷地条件等の確認及び整理
- ② 法的な制約、必要な許認可の整理
- ③ 民間事業者の事業範囲の整理
- ④ 本業務に係る課題とその対応
- ⑤ 上記の他、前提条件として必要な事項の整理等

(2) 新施設の供用開始までのスケジュールの作成

(3) 実施方針の作成及び公表支援

- ① 実施方針（民間事業者の募集・選定方法、責任分担等）の作成及び公表
- ② 実施方針に関する民間事業者からの質問への回答
- ③ 実施方針の修正及び公表
- (4) 要求水準書（案）の作成及び公表の支援
 - ① 新施設の整備・運営にあたっての本市の考え方を的確に捉えるとともに、新施設における学校給食以外の付加価値を付与するような要求水準書（案）の作成及び公表
 - ② 要求水準書（案）に関する民間事業者からの質問への回答や個別対話等
 - ③ 要求水準書（案）の修正及び公表
- (5) 要求水準書（案）作成にあたり、本市学校給食共同調理場に所属する栄養教諭等への意見聴取及び反映
- (6) 事業費の算出等に関する支援
 - ① 設計・運營業務（DO）に係る事業費の算出（建設工事費、厨房用大型備品、外構整備に係る費用も含む）
 - ② 特定財源の整理
- (7) 民間事業者の公募・評価・選定及び公表に係る支援
 - ① 民間事業者の公募に向けた支援（書類作成等）
 - ② 企画提案書の整理及び審査資料等の作成
 - ③ 業者選定に係る審査会の開催・運営
 - ④ 審査結果の公表に係る資料作成等
- (8) 民間事業者との契約締結に関する支援
 - ① 契約書等の作成
 - ② 民間事業者との契約締結に向けた調整
- (9) 契約締結後における選定事業者との連絡・調整等に係る助言及び支援
- (10) 民間事業者に対するモニタリング手法の検討に関する支援
 - ① モニタリング項目の提案
 - ② モニタリングの実施スケジュールの提案
- (11) その他、本業務を実施する上で必要な調査・検討、支援及び資料作成等
- (12) 書類及び資料等の提出

(1)から(11)までの業務において作成したデータ及び資料等は、市が別途指定する形式（データ等）で提出する。

7 業務の実施体制

受託者は、本業務を適正に実施するために必要な経験及び専門的な知識、技術を有する職員を配置し、業務に従事させること。

8 打合せ及び記録

- (1) 本業務遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時、並びにその他進捗状況等に応じて、対面又はオンライン等による打合せを行う。

なお、市から打合せの要請があった場合は、必要に応じて随時打合せを行う。

- (2) 受託者は、市担当者及び本業務に関係する者との打合せを行ったときには、簡易な内容を除き、協議内容や指示事項等を記録し、速やかに市担当者の確認を受けた上で整理する。

9 留意事項

- (1) 本業務に係る印刷物、その他の著作権、業務において作成したデータ及び作成過程のデータに係る著作権及び所有権は、委託者に帰属すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た新施設の整備・運営に関する情報について、委託された業務遂行の目的以外に使用してはならない。また、業務終了後も同様とする。